9　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年（第十一項から第十三項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

10　申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

一　当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日

二　当該申告特例の求めを行う者が申告特例対象寄附者である旨

三　当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額

四　前項に規定する要件に該当する旨

五　その他総務省令で定める事項

11　申告特例の求めを行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、総務省令で定めるところにより、当該変更があつた事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。

12　地方団体の長は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

13　申告特例の求めを行つた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一　当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第百二十一条の規定の適用を受けないこととなつたとき。

二　当該申告特例対象年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百十七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出をしたとき。

三　当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が五を超えたとき。

四　当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

14　第八項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二　道府県は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三十七条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2　前項の申告特例控除額は、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十七条第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十三
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

3　第一項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

4　市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三百十四条の七第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5　前項の申告特例控除額は、第三百十四条の七第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額から第三百十四条の六第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十三
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

6　第四項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

第七条の三　平成二十八年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

2　平成二十八年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての前条第四項及び第五項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

附則第八条第一項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に、「同条第七項」を「同法第四十二条の四第三項若しくは第四項」に、「第四十二条の四（第一項から第五項まで、第十一項及び第十八項に限る。）」を「第四十二条の四第一項」に改め、同条第二項及び第四項を削り、同条第三項中「第六十八条の九第六項に」を「第六十八条の九第二項に」に、「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に、「第六十八条の九第六項又は第七項の規定」を「第六十八条の九第二項から第四項までの規定のいずれか」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五